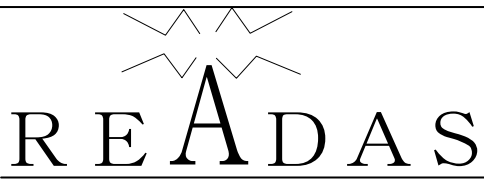


第 5396 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 1月28日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 死亡退職の場合の源泉徴収票

**Q**：社員が亡くなり、遺族に退職金を支払いました。この退職金について、「退職所得の源泉徴収票」の作成は必要ですか？

**A**：「退職所得の源泉徴収票」ではなく、「退職手当等受給者別支払調書」を提出することになります。

### 【解説】

死亡により退職した者に係る退職手当等で、その者の死亡後に支給期の到来するものうち相続税の課税価格計算の基礎に算入されるものについては、所得税は課税しないこととされていますので、退職所得には該当しないこととなります。

また、「退職所得の源泉徴収票」を提出するのは、退職所得に該当する退職手当等とされていますので、「退職所得の源泉徴収票」は作成しなくてよいこととなります。

ただし、みなし相続財産とされる退職手当等については、「退職手当等受給者別支払調書」を提出しなければならないこととなっていますので、この「退職手当等受給者別支払調書」を作成しなければなりません。

なお、死亡した者の退職金であっても、死亡後3年を経過してから支給が確定したものについては、相続税の課税価格計算の基礎に算入されず、遺族の一時所得として所得税の課税対象になりますが、この場合には、法定調書を提出しなくてよいこととなっています。

